

福岡県公報

令和5年8月8日
第 421 号

目 次

告 示 (第528号 - 第532号)

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(私学振興課) …………… 3
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の認定	(建築指導課) …………… 4
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課) …………… 4
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課) …………… 4
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 6
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) …………… 7

○クリーニング業法に基づく研修の指定	(生活衛生課) …………… 8
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課) …………… 8
○クリーニング業法に基づく講習の指定	(生活衛生課) …………… 8

人事委員会

○福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定	(人事委員会事務局任用課) …………… 9
---------------------------	-----------------------

告 示

福岡県告示第528号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川 県 道	金夏伊田線	田吉田線	前	田川市大字夏吉304番16先から 田川市大字伊田1664番1先まで	5.0 ～ 40.8	390.0
			後	田川市大字夏吉304番16先から 田川市大字伊田1664番1先まで	10.5 ～ 40.8	390.0

福岡県告示第530号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字岩屋322

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字岩屋322（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第531号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字上川底142

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上川底142（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第532号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字柱松2781、字飯野2989の1、2992、2993、字墓郷浦3019、3020、3025、3030、3032、字狐迫3036、3038
 - 指定の目的
水源の涵養^{かん}
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字頓野1958番1、1959番1及び1960番1

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市原田三丁目8-11-101
株式会社アレンシア
代表取締役 田中 勇

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市大井字三倉283番1、283番3から283番7まで、283番9、284番1から284番10まで、286番4、286番12、286番13、286番18、289番4から289番9まで、319番1から319番4まで、319番6から319番13まで、319番15から319番30まで及び2546番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区舞鶴一丁目2番22号
株式会社エイジェント
代表取締役 服部 準

公告

「福岡県私立専修学校設置認可審査基準の一部改正案」について、次のとおり意見を募集します。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見募集期間
令和5年8月8日から令和5年9月7日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に

掲載するほか、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課に備え置きます。

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

認定番号	認定年月日	認定対象区域	縦覧に供する場所
5福整第649号	令和5年6月9日	糟屋郡宇美町とびたけ二丁目1556番618	福岡県土整備事務所

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長(m)	道路の幅員(m)
5北整第35号	令和5年6月7日	令和7年6月1日まで	起点：宗像市平井1165地先から 終点：宗像市平井1619地先まで	155	25
5南整柳第88号	令和5年4月13日	令和6年3月31日まで	起点：柳川市大和町豊原字宮園585-3地先 終点：柳川市大和町豊原字前田558-2地先	482.3	11.50～17.95
5南整柳第88号-2	令和5年4月27日	令和7年3月31日まで	起点：柳川市坂本町28番14 終点：柳川市筑紫町字東荒野408番4	①：344 ②：286.2	①18～21 ②18～21

5南整柳第88号-3	令和5年6月29日	令和7年3月31日まで	起点：みやま市瀬高町上庄字腐道685番4 終点：みやま市瀬高町上庄字吉田741番4	213	6.10～12.75
5女整第271号	令和5年5月12日	令和7年3月31日まで	起点：八女郡広川町大字広川408番2先 終点：八女郡広川町大字広川200番1先	259.2	11.4～13.4
5女整第271号-2	令和5年5月22日	令和7年3月31日まで	起点：筑後市大字熊野字車路1470-4地先 終点：筑後市大字熊野字野中281-3地先	380	11.80～53.93
5朝整第503号	令和5年6月9日	令和5年7月31日まで	起点：朝倉郡筑前町朝日字朝日818番1の一部、道路及び水路である町有地の一部 終点：朝倉郡筑前町朝日字朝日818番1の一部、道路及び水路である町有地の一部	13.233	5.760
5京整第27号	令和5年6月9日	令和7年3月31日まで	起点：行橋市中央三丁目348-8 終点：行橋市中央二丁目2667-3	550.0	22.0
5田整第358号	令和5年5月16日	令和7年5月7日まで	①： 起点：田川郡糸田町1905-15番地先 終点：田川郡糸田町1902-3番地先 ②： 起点：田川郡糸田町1917-25番地先 終点：田川郡糸田町1911-31番地先 ③： 起点：田川郡糸田町1917-25番地先 終点：田川郡糸田町1905-15番地先	①：71.25 ②：69.26 ③：63.43	①：7.20～9.78 ②：6.60～13.23 ②：8.33～12.16

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
5 福整第23号	令和 5 年 6 月 7 日	糸島市前原南二丁目657番 9、659番 2	25.83	6.0
5 福整第23号 - 2	令和 5 年 6 月 28 日	糟屋郡須恵町大字上須恵字中園648番 1、650番 1、648番 3の一部	89.36	6.01~6.41
5 福整第23号 - 3	令和 5 年 6 月 28 日	糟屋郡須恵町大字旅石字佛ノ浦129番115、129番117	42.51	4.00~4.046
5 久整第807号	令和 5 年 6 月 9 日	三井郡大刀洗町大字高樋字奥野2456番 2、2456番14	35.37	6.00
5 那整第159号	令和 5 年 4 月 10 日	太宰府市五条一丁目2392番 5	37.79	4.00
5 北整第55号 - 1	令和 5 年 4 月 27 日	遠賀郡岡垣町吉木西二丁目1931 - 1、1926 - 1、1927 - 1、1926 - 10、1926 - 11	81.98	6.00
5 北整第55号 - 2	令和 5 年 5 月 24 日	遠賀郡水巻町吉田西一丁目2486番 1	38.81	6.00
5 北整第55号 - 3	令和 5 年 6 月 30 日	遠賀郡水巻町二東一丁目290番 6、290番 8	40.10	5.00
5 飯整第104号	令和 5 年 4 月 12 日	飯塚市若菜字浦田256番 2	44.66	6.00
5 飯整第104号 - 2	令和 5 年 4 月 14 日	飯塚市川島字卯ノ木880番 1	26.00	6.02
5 飯整第104号 - 3	令和 5 年 5 月 18 日	飯塚市鯉田字中島1253番 2、1257番 1、1257番 3、1257番 4、3247番 4、3247番 5	73.42	6.00
5 女整第83号	令和 5 年 5 月 16 日	八女市室岡字長畑949番 5、950番 5	39.59	6.00~6.01
5 女整第83号 - 2	令和 5 年 5 月 23 日	筑後市大字前津字北原山1926 - 3	27.36	5.99~6.04
5 女整第83号 - 3	令和 5 年 5 月 25 日	八女市龍ヶ原字中郷80 - 28	51.35	6.00
5 女整第83号 - 4	令和 5 年 5 月 29 日	筑後市大字長浜字楮原1527番 2	37.69	6.02
5 女整第83号 - 5	令和 5 年 6 月 7 日	八女市鶴池字南ノ前1116番 4、1118番 4	86.87	6.00~6.03
5 女整第83号 - 6	令和 5 年 6 月 8 日	八女市蒲原字沙井川156番 1、156番 4、156番 5	44.95	5.00

5 女整第83号 - 7	令和 5 年 6 月 28 日	筑後市大字上北島字塚ノ本1149番 5、大字上北島字出口1150番 1、1154番 1	98.09	6.10~6.24
5 女整第83号 - 8	令和 5 年 6 月 29 日	筑後市大字上北島字孤塚1065番 4	42.39	6.10
5 朝整第201号	令和 5 年 4 月 21 日	朝倉郡筑前町朝日字薬師ノ上687番32、687番33、687番48	68.23	6.00
5 朝整第201号 - 2	令和 5 年 5 月 12 日	朝倉郡筑前町朝園字下原2000番404、2000番405、2000番408、2000番409	31.12	6.00
5 朝整第201号 - 3	令和 5 年 6 月 14 日	朝倉郡筑前町当所字溝田93番 44	42.91	6.00
5 直整第270号	令和 5 年 4 月 25 日	直方市大字知古783番 5	29.69	4.44~4.84
5 直整第270号 - 2	令和 5 年 4 月 26 日	直方市大字知古834番 1	33.10	4.20

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により公告する。

令和 5 年 8 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
5 那整第477号	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市大字上白水字柏田684 - 2、684 - 10、684 - 11、685 - 3、685 - 8	18.03
5 那整第477号 - 2	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市須玖南五丁目170番、174番、175番、176番	31.70
5 那整第477号 - 3	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市小倉東一丁目35番 7	19.622
5 那整第477号 - 4	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市昇町一丁目104番 4	16.28
5 那整第477号 - 5	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市大谷二丁目13番 1、1001番の一部	17.14
5 那整第477号 - 6	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市昇町一丁目104番 1	37.76
5 那整第477号 - 7	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市日の出町七丁目73番 1	28.68

5 那整第477号-8	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市春日二丁目121番 6	25.69
5 那整第477号-9	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市若葉台東四丁目46番 1、46番 6、46番 7	20.23
5 那整第477号-10	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市春日七丁目73番 1	31.4
5 那整第477号-11	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	①：春日市桜ヶ丘六丁目11番 2 ②：春日市桜ヶ丘六丁目11番 2	①：29.18 ②：5.32
5 那整第477号-12	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市天神山七丁目23番 1	22.14
5 那整第477号-13	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市白水ヶ丘四丁目89番 2、91番 4、92番 3	34.40
5 那整第477号-14	令和 5 年 6 月 21 日	全部廃止	春日市日の出町五丁目12番 1	18.10
5 朝整第330号	令和 5 年 6 月 14 日	全部廃止	朝倉郡筑前町依井字ツミタ 514番 1 の一部	19.00
5 京整第239号	令和 5 年 4 月 21 日	一部廃止	行橋市行事四丁目342番の 一部	76.1
5 田整第188号	令和 5 年 4 月 19 日	全部廃止	起点：田川市大字夏吉197番 27 終点：田川市大字夏吉194番 56	192.65

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 8 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩野北字犬鳴山2757番87
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区田島四丁目17番25号
田中 俊夫

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 8 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営稲童地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和 5 年 8 月 8 日から 令和 5 年 9 月 6 日まで	行橋市役所

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 5 年 8 月 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
EMC対策支援システム（5備出4）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 7 月 13 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州計測器株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区山王一丁目6番18号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
40,040,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年6月2日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉穂郡桂川町大字土居字二ノ坪695番1、695番3及び699番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女郡広川町大字藤田字エナキ山1435番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区山王二丁目3番地5

株式会社翔薬

代表取締役 大黒 勇一郎

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
令和5年9月10日（日）	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
令和5年9月24日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

4 研修の科目及び時間数

衛生法規及び公衆衛生 1時間（1時間）

洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）

洗濯物の処理 1時間（1時間）

繊維及び繊維製品 1時間（1時間）

注1 研修終了後、レポートの提出あり

注2 （ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数

5 受講料

5,000円

6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づく研修として指定したので、公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号092-651-5115
- 3 申込受付期間
令和5年8月8日から令和5年10月5日まで
- 4 研修の科目及びレポート課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 5 受講料
5,000円
- 6 その他
主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 講習の開催期日及び会場

開 催 期 日	会 場	会 場 所 在 地
令和5年9月22日（金）	福岡生活衛生食品会館	福岡市博多区千代一丁目2番4号
令和5年10月1日（日）	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
令和5年11月18日（土）	太陽セランド株式会社	田川市川宮1200番地

- 4 講習の科目及び時間数
衛生法規及び公衆衛生 1時間（1時間）
洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（1時間）
洗濯物の処理 1時間（1時間）
繊維及び繊維製品 1時間（1時間）
注1 講習終了後、レポートの提出あり
注2 （ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数
- 5 受講料
4,500円
- 6 その他
主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

令和5年8月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 研修申込の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
電話番号092-651-5115
- 申込受付期間
令和5年8月8日から令和5年10月5日まで
- 講習の科目及びレポート課題
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 受講料
4,500円
- その他
主催者は、受講定員及びレポート提出締切について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

人事委員会

福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、令和5年7月27日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員馬場貞仁を指定した。

令和5年8月8日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄